

別表十二(十二)

11欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

当期積立額		1	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首社会・地域貢献準備金の金額	7	円	
積立限度額 〔当期の日本郵政株式会社法第13条 第2項に規定する利益金の額のうち 社会・地域貢献基金に積み立てた金額〕	2				当期益金算入額	日本郵政株式会社法第13条第4項 ただし書の規定により基金を取り 崩した場合の益金算入額	8	
					繰越金算入額	同上以外の場合による 益金算入額	9	
					繰越金算入額	計 (8) + (9)	10	
積立限度超過額 (1) - (2)	3				当期積立額のうち損金算入額 (1) - (3)	11		
累積限度超過額の計算			差引社会・地域貢献準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12				
			累積限度超過額 (5)	13				
差引社会・地域貢献準備金の金額 (12)					期首社会・地域貢献準備金の金額			
累積限度超過額 (4) - 1 兆円								
限度超過額合計 (3) + (5)		6		差額の明細	当期に生じた差額の合計額 (6) + (17)	18		
				前前 期分 以	前期末における差額 (前期の(16))	19		

11欄

社会・地域貢献準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第57条の9第1項」
②区分番号に、「00201」
③当該別表十二(十二)11欄の金額(円単位)
を記載してください

11欄

社会・地域貢献準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第57条の9第1項」

②区分番号に、「00201」

③当該別表十二(十二)11欄の金額(円単位)
を記載してください別表十二(十二)
平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1212